

平成 31・32・33 年度物品購入等競争参加資格審査の申請の随時受付について（公示）

平成 31・32・33 年度において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発注する売買、賃借、請負、その他（工事の請負、調査、設計、測量等の役務の請負並びに用地の売買及び賃借を除く。）の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）に必要な資格を以下のとおり定めますので、競争に参加を希望する者は、以下を熟読のうえ申請書類を提出して下さい。

なお、令和 3 年 4 月 1 日以降の一般競争（指名競争）競争参加資格から地方機関毎の認定を廃止し、当機構理事長が機構統一資格での認定を行います。

また、平成 31・32・33 年度（令和 01・02・03 年度）を有効期間とする国の各省各庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争（指名競争）入札の入札参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）のうち、別表に掲げる当機構の業種区分及び取引品名に対応する資格を得ている者又は得ようとする者は、この公示による申請は必要ありません。

令和 3 年 2 月 18 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 水嶋 智

1 業種区分及び取引品名等

別表のとおり

2 競争参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争参加者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないものとします。

- ア 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。）
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- エ 次の(ア)から(ケ)までに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に物品製造等を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合をした者
 - (ロ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ハ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (ニ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ホ) 当機構に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - (ヘ) その他当機構に著しい損害を与えた者
 - (ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (ケ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を入札代理人とし、又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- オ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- カ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）（添付書類を含む。以下「申請書類」という。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(2) 資格審査

資格審査は申請書類の次の事項によって行います。

- ア 定期の競争参加資格審査を申請する日の属する年の1月1日又は随時の競争参加資格審査を申請する日の属する月の初日（以下これらを「審査基準日」という。）の直前2年間の各事業（営業）年度の年間平均実績高
- イ 申請する日の直前の事業（営業）年度の決算における自己資本額
- ウ 申請する日の直前の事業（営業）年度の決算における流動比率
- エ 審査基準日における常勤職員数
- オ 審査基準日までの営業年数

3 申請の時期、方法等

(1) 随時審査の申請書類の提出時期

申請書類は、平成31年3月1日（金）から令和4年2月上旬（予定）までの間、(2)に掲げる提出場所において持参又は郵送（書留郵便に限る。）により申請を受け付けます。

なお、持参による受付は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く10:00から11:30まで及び13:00から16:00までとします。

(2) 申請書類の提出場所

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1（横浜アイランドタワー）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部 会計課 契約係 資格審査担当

（電話 045-222-9049）

(3) 申請書類

申請書類は、次のアからキまでに掲げる書類とします。

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）（様式1-1から1-3）
- イ 営業経歴書
- ウ 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書の原本又はその写し
- エ 財務諸表類
- オ 納税証明書
- カ 代理申請に係る委任状（様式1-4）
- キ 資本関係・人的関係に係る調書（様式1-5）

（注）① 申請書類は、ア～キを順に並べてクリップ等で留めた状態で提出して下さい。

② 新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。

4 資格の有効期間

平成31・32・33年度資格確認の有効期間は、資格確認の認定日から令和4年3月31日までとします。

平成31・32・33年度競争参加資格審査より、当機構では競争参加資格確認書を発行致しません。

資格審査の結果、競争参加資格があると認定された場合には、「物品購入等競争参加資格確認者名簿」に掲載し、当機構ホームページにて公表しますのでご確認願います。

<https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/list.html>

資格確認の認定日については、随時の場合は平成31年5月7日以降、物品購入等競争参加資格確認者名簿を公表した日となります。

5 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始を決定した者の取扱い

物品購入等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者等」という。）は、各支社等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更生手続開始決定者等は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格があることの確認がなされない場合があります。

6 その他

申請書類及び作成の手引きは、当機構ホームページ「調達情報／競争参加資格／競争参加資格受付」からダウンロードして下さい。

<https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/resistration.html>

なお、当機構国鉄清算事業関係に係る資格確認の申請の受付については、経営自立推進・財務部 財務管理課にお問い合わせ下さい。（電話 045-222-9657）

別表 業種区分及び取引品名表

業種区分	取引品名	主な取引品目	全省庁統一資格営業品目
1 製造			
(1) 機械装置	①軌道モーターカー ②架線作業車 ③マルチプルタイタンパ ④鉄製トロ ⑤スラブ軌道作業車 ⑥アスファルトモルタルミキサ ⑦グラウトポンプ ⑧特種車(軌陸装置付)		該当なし
(2) 軌道用品	①一般レール		該当なし
	②分岐器	分岐器、中継レール、接着絶縁レール、伸縮継目	
	③レール締結装置	レール締結装置(金物類)、レール締結装置(化成類)、レール締結装置(軌道パット類)	
	④まくらぎ	木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、合成まくらぎ	
	⑤バラストマット	バラストマット	
	⑥道床バラスト	道床バラスト	
(3) 電気用品	(以下鉄道の電気に供するもの。)		該当なし
	①信号機器類	継電連動機、CTC 装置、ATC 地上装置、信号符号送受信機、列車番号表示装置、列車番号送受信機、軌道回路送受信機、電子連動機、ATS 地上装置、自動進路制御装置	
	②変電・電力機器類	交流遮断器(※1、※8)、動力操作断路器(※1、※8)、電力コンデンサ(※1、※8)、電力補償装置(※8)、電力変換器(※8)電鉄用配電盤、変電所集中制御盤、電力ろ波器(※2)、内燃発電機(※3)、タービン発電機(※3)、ガス絶縁開閉装置(※1)、直流開閉装置(※2)、配電用交流電源装置、き電用変圧器、電力変換器用変圧器(※8)、配電用変圧器(※4)、計器用変成器(※1、※8)、避雷器(※1、※8)、排水ポンプ装置(※7)	
	③通信機器類	データ伝送送受信装置(※5)、光 PCM 搬送装置(※5)、列車無線通信装置、新幹線列車無線通信装置(※5)、通信情報制御監視装置(※5)、旅客案内情報処理装置(※6)	

業種区分	取引品名	主な取引品目	全省庁統一資格営業品目
(4) その他	①印刷・製本	各種印刷・製本	物品の製造 (5)フォーム印刷、(6)その他印刷類
		筆耕	役務の提供等 (5)翻訳・通訳・速記
	②被服類	被服類、靴類等	物品の製造 (1)衣服・その他繊維製品類
		保護具類等	物品の製造 (21)その他機器類
2 販売	①事務用品・事務用機器類	寝具類	物品の販売 (1)衣服・その他繊維製品類
		食器類	物品の販売 (3)窯業・土石製品類
		用紙類、荷造り用品類	物品の販売 (9)紙・紙加工品類
		机、椅子、ロッカー	物品の販売 (14)家具・什器類
		IT 機器	物品の販売 (17)電子計算機類
		光学用品類	物品の販売 (18)精密機器類
		電子複写機、ファックス	物品の販売 (20)事務用機器類
		厨房用品類、消防・防災用品類	物品の販売 (21)その他機器類
		文房具類、金庫、ゴム印類、トナーカートリッジ	物品の販売 (23)事務用品類
		日用雑貨類、記念品等	物品の販売 (29)その他
	②作業用機器類	作業用機器類	物品の販売 (15)一般・産業用機器類、(18)精密機器類
	③燃料・油脂類・電気・ガス	ガソリン・灯油等の燃料、オイル等の潤滑油、電気・ガスの供給等	物品の販売 (13)燃料類
	④電気製品類	テレビ、ビデオ、冷蔵庫等の家電製品	物品の販売 (16)電気・通信用機器類
	⑤福利厚生用品類	医薬品類、医療用具類	物品の販売 (22)医薬品・医療用品類
		健康器具類、運動用品類	物品の販売 (29)その他
	⑥被服類	被服類、靴類等	物品の販売 (1)衣服・その他繊維製品類
		保護具類等	物品の販売 (21)その他機器類

業種区分	取引品名	主な取引品目	全省庁統一資格営業品目
2 販売	⑦家具類	家具類	物品の販売 (14)家具・什器類
	⑧自動車	自動車、付随する製品類	物品の販売 (10)車両類
	⑨図書類	図書類、地図類等	物品の販売 (7)図書類、(8)電子出版物類
3 買受け	①買受け	鉄屑回収等	物品の買受け (2)その他
4 役務提供等	①運送	各種運送(自動車等による旅客輸送含む。)、荷役	役務の提供等 (10)運送
	②人材派遣	各種人材派遣等	役務の提供等 (15)その他
	③警備	警備、警備システムの設置・保守管理等	役務の提供等 (9)建物管理等各種保守管理
		データ入力等	役務の提供等 (4)情報処理
	④ソフトウェア開発	プログラムの作成、システム開発等	役務の提供等 (6)ソフトウェア開発
		事務用機器、作業用機器等の修繕及び保守点検	役務の提供等 (9)建物管理等各種保守管理
	⑤修繕・保守点検	自動車等の修繕及び保守点検	役務の提供等 (11)車両整備
		広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等	役務の提供等 (1)広告・宣伝
	⑥広告・宣伝	写図、陽画焼付、第2原図作成等	役務の提供等 (2)写真・製図
	⑦写真・青写真焼付	各種翻訳、通訳、速記等	役務の提供等 (5)翻訳・通訳・速記
	⑧翻訳・通訳・速記	除草、除雪等	役務の提供等 (15)その他
	⑨除草・除雪	各種調査、研究、不動産鑑定評価業務等	役務の提供等 (3)調査・研究
⑩調査・研究	賃貸(各種リース・レンタル等)	役務の提供等 (8)賃貸借	
⑪賃貸	清掃等	役務の提供等 (9)建物管理等各種保守管理	
⑫その他	各種業務委託、クリーニング、賄い等	役務の提供等 (15)その他	
※1 特別高圧用のものに限る。 ※2 直流電鉄用のものに限る。 ※3 500KVA 以上のものに限る。 ※4 特別高圧用のもので500KVA 以上のものに限る。 ※5 鉄道専用のものに限る。 ※6 列車運行システムと連動するものに限る。 ※7 青函トンネルのものに限る。 ※8 電鉄変電所等のものに限る。			

※製造品の販売を希望する代理店については「1 製造」に該当するものとする。